

主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説
- 3面 当面の問題156
- 4面~5面 税制改正に関する合同セミナー(要旨)
- 6面 第51回衆議院議員総選挙本連盟推薦当選者

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3階
 電話 03(3356)4479
 【URL】https://t-zeisei.jp
 編集発行人 森下 基樹
 広報委員長



合同セミナーを開催

令和8年度税制改正大綱について議論

本連盟は2月4日、東京税理士会館において、東京税理士会との業務委託契約に基づき開催した「合同セミナー」を開催した。写真は、今回は、開催日前後に衆議院が解散し、総選挙期間中となったことから、企画内容を変更しての開催となった。大畑智宏東京税理士会調査研究部長による令和8年度税制改正大綱の概要の説明に続き、パネルディスカッション「令和8年度税制改正大綱を読む」を若松謙維前参議院議員、濱田桂司本税務会計学会副学会長(雲谷支部長)、大畑智宏東京税理士会調査研究部長、吉川裕一副会长がパネ



リスト、漆昭子政策委員長がコーディネーターとなり行った。令和8年度税制改正大綱についての総論、インボイス特例、食料品の消費税ゼロ税率、給付付き税額控除、消費税率は第1法人税なのか等を取り上げ議論した。当日は約180名の会員が出席し、活発な質疑が行われるなど盛況のうちに終了した。

第51回衆議院議員総選挙で本連盟推薦候補者30名が当選
 高市早苗首相は、1月23日召集の第220回通常国会冒頭で衆議院を解散し、第51回衆議院議員総選挙が実施されました。
 本連盟では、単位税政連からの依頼に基づき衆議院選挙候補者41名を推薦し、うち30名が当選いたしました。
 【6面に本連盟推薦候補当選者を掲載】



規約の改正を検討中
 本連盟では、東京税理士政治連盟規約について、①本連盟の目的をより明確にすること、②単位税政連との関係性を再構築する、③事業内容を整理する、④総務部の機能を見直す、⑤本連盟における単位税政連の会費納入会員の位置付けを明確にする、などを目的に見直すこととして、改正の検討作業を行っています。

改正に当たっては、単位税政連に関連する条項もあることから、広く意見を徴しながら進めていくこととしています。
 本連盟ホームページに改正案を掲載し、皆さまからの意見を募集しておりますので、是非ご意見をお寄せください。

税制改正について意見交換

中小企業団体との懇談会

本連盟は3月24日、東京税理士会との共催により中小企業団体との懇談会を全連ビルで開催した。
 第一部のテーマは「令和8年度税制改正について、各団体から改正要望の内容

や結果について説明があった。第二部は「今後の税制改正に関する意見・要望の作成とその実現に向けた活動等」についてをテーマに法人版事業承継税制や消費税のゼロ税率、給付付き税額控除の今後の改正の方向性などについて、意見交換を行った。

なお、出席団体は次のとおり。日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会(順不同)
 本連盟では、関係団体との懇談などを通じて、それぞれの団体が税理士会員への加入勧奨を行う活動の 일환として4月1日、東京税理士会館で税理士桜友会との懇談会を開催した。それぞれの活動を報告し、組織運営や加入促進策などについて意見・情報交換などを行った。



懇談会の様子



懇談会後に松本会長らと記念撮影

税制改正意見書を理事会で議決 東京税理士会

東京税理士会では確定申告期間明けの3月18日、支部長会・理事会で、「令和9年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を賛成多数により協議・議決した。本意見書の重要な改正要望事項は別掲のとおりである。

なお、意見書において消費税は、「軽減税率制度を廃止し単一税率としたうえで、食料品等の消費税増加に付いては、所得制限を設けた上で給付等による負担軽減措置を図るべきである。」として

東京税理士会税制改正意見書【重要な改正要望事項】

- 消費税率の逆進性対策のために、軽減税率ではなく、所得制限を設けた上で給付金の交付措置等を講じること。
- 役員給与に関する課税の適正化を図るため、次の措置を講じること。
 - 課税要件を明確化すること。
 - 業績悪化改定事由の要件を緩和すること。
 - 新設法人における定期同額給与の支給開始時期を柔軟化すること。
 - 経営目標の到達度に応じた解除条件付事前確定届出給与を創設すること。
- 個人の所得税・消費税の確定申告書の申告期限及び納期限を延長すること。
- 法人版事業承継税制について、中小企業を規模等に応じて分類し猶予適用額を設定した上で、猶予適用期間を限定し免除とする制度を創設すること。

5月1日

19歳の頃、日雇いの梱包作業で1日5800円を稼いだ経験がある。当時の自分は大金で、月25日働けば14万5千円にもなる計算だ。昭和63年頃である。実家暮らしで生活費を意識する必要もなく、「頑張れば稼げる」という素朴な実感があつた。▼最近の大卒初任給はおよそ25万円前後と聞か、破格の金額を掲げる企業も現れ宣伝目的だろうか。電車通勤者が一就職しても給料安そう。○○が欲しいけど国から給付金出ないかな」と話すのを目にし、コロナ以降の給付金・助成金の多さに甘んが生まれているのではと感じた。欲しい物は自分で働いて手に入れるものだと思うが、今の若者にはその感覚が伝わりにくいのかもかもしれない。▼本来、お金とは汗水流して得るもので、何もせず国からもらえるものではない。減税や給付金・助成金という言葉は一般国民受けするかもしれないが、財源は税金がほとんどである事を忘れてはならない。これからの日本の財政を本気で考えるべく、「増税」という言葉も前面に出していかれる勇氣ある議員はいないのか。5800円の重さを知っている者からすると、最近の増え続けている国家予算については聊か理解に苦しむところもあると感じる、今日この頃である。

会長あいさつ

税理士のためにロビー活動を

平井 貴昭



本年2月8日に行われた衆議院議員総選挙において自民党が大勝しました。この結果については、賛否両論があるとは思いますが、昨年12月に公表された与野党の令和8年度税制改正大綱とほぼ同様の税制改正が行われたことに安堵しております。

は、会員からも継続を要望する意見が多く寄せられましたが、当初はいずれも現行のとおり延長される見通しでした。結果的には2割特例については、個人事業者に限り3割特例が適用期限が2年間延長され、令和9年分及び令和10年分の申告において利用可能となりました。80%・50%控除の経過措置についても、適用期限が2年間延長され、令和8年10月以降70%、50%・30%となりました。

本連盟の国会議員に対するロビー活動が大きく貢献したことは間違いのないことです。また最近、103万円の壁など税に関することがマスコミ等において取り上げられ、国民の税への関心が高まりつつあります。特に、消費税の飲食料品ゼロ税率や給付付き税額控除については、今後政治主導その方向性が決められます。

このような政治活動は本来税理士会が行うべきでありますが、税理士会は税法による制約があるため政治活動を行うことには一定の限界があります。そこで、税理士会とは別に税理士政治連盟を組織し、税理士会の要望事項にむけて政治活動を行っています。税理士会議員の皆さまには、税理士政治連盟の役割をよくご理解いただき、是非一緒に税理士会の要望を実現するためにお力添えください。

論説

〇はじめに
本年2月衆議院総選挙の結果、自民党が圧倒的な多数を占め、少数与党から巨大与党へ変身、第二次高市内閣が誕生しました。税制が複雑さを増す中において、「税政連」としては、これが税制改正へどう影響を与えるかが重大関心事です。しかし、税理士の原点となるものを求め、私たちが主として関与する中小企業税制のあり方について考慮すれば、今回の令和8年度税制改正を含め、「税理士会」の発信、「税理士会」と「税政連」の連携が必須である点に変更はありません。この際忘れがちな「税制改正をめぐる相互関係」を再考して、

「税理士」として再考して、
〇税政連の必要性
周知の如く、「税理士会」の要望は「行政機関」の折衝は認められ、立法府への政治活動には法律上の制約が生じることから、「税理士会」の要望項目を現実化させるために、

「税理士」と「税理士会」と「税政連」

その理想像を追い求めて

は、「税政連」が「立法府」に直接働きかけ、〇立法府との信頼関係
〇立法府との信頼関係
〇立法府との信頼関係
〇立法府との信頼関係

〇税政連活動の基盤
現在、税政連では広報活動を充実させ、税理士

〇税政連の支持政党
税政連としては、特定政党に偏ることなく、特定の政党を支持していません。あくまで「税理士会」の応援団です。そして活動範囲は税制改正に限るものであり、例えば国の安全保障分野にまで

〇理想像を追い求めて
国民のため、特に中小企業のための税制改正に

インボイス特例が決着!! ~日税政・東税政の働きかけの結果~

- ①いわゆる2割特例について
 - 改正前 法人については令和8年9月30日の属する課税期間、個人事業者については令和8年分申告まで適用
 - 改正後 令和8年度税制改正 法人については現行どおりの適用期間となりますが、個人事業者については令和9年分及び令和10年分申告において納税額を売上税額の3割(仕入割合7割)とする経過措置の見直し
- ②免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除について
 - 改正前 令和8年9月まで8割控除、令和8年10月から5割控除、令和11年10月から控除不可
 - 改正後 令和8年度税制改正 令和8年9月まで8割控除、令和8年10月から7割控除、令和10年10月から5割控除、令和12年10月から3割控除、令和13年10月から控除不可とする経過措置の見直し

税理士政治連盟は、税理士法第1条の使命を全うするために税制改正、税理士法改正に向け日々活動しています

税理士職業賠償責任保険 7月1日 契約更新・新規加入のお知らせ

契約更新/口座振替の皆様へ

4月上旬 郵送「2026年度 契約更新手続きのご案内」をご確認ください

契約内容を変更される場合は、お知らせください

【口座振替日：6月29日(月)】

新規加入のご案内

今年度から「初回口座振替」方式になりました

※前年度までの郵便局「払込取扱票」では新規加入の受付ができませんのでご注意ください

【申込締切：6月19日(金) 申込書受付分まで】

→ 7月1日午後4時 保険開始

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 <https://www.zeirishi-hoken.co.jp>

所得税制の複雑化

とりわけ年末調整の複雑化による問題点

I はじめに

我が国の所得税制度は、社会経済の変化や政策目的への対応の中で度重なる改正を経てきた。その結果、制度はきめ細かな租税力調整を可能にする一方、税額計算や事務手続は年々複雑化している。

とりわけ給与所得者の所得税を勤務先が計算する年末調整制度は、本来、給与所得者の申告手続を簡素化することを目的として設けられた仕組みである。しかし、控除制度の増加や改正の積み重ねにより、現在では多くの書類提出と複雑な確認作業を伴う制度となっている。

II 基礎控除の変遷

基礎控除は、すべての納税者に適用される所得控除であり、最低限の生活費に課税しないという考え方に基づく制度である。

III 給与所得控除の変遷

給与所得控除は、給与所得者の必要経費を概算で認める制度であり、事業所得者との課税上のバランスを図る役割を持つ。

IV その他所得控除の変遷

所得税では租税力の調整や政策目的の実現のため、多数の所得控除制度が設けられている。これらの制度はその時代の政策目的に応じて追加や改正が行われてきた。

V 年末調整提出書類の変遷

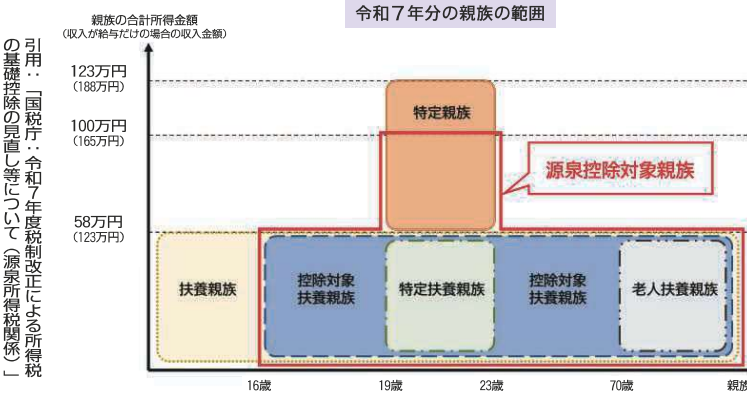
年末調整においては、従業員から各種申告書の提出を受ける必要がある。かつては主に「扶養控除等申告書」と「保険料控除申告書」のみであったが、近年は制度改正に伴い書類が増加している。

VI 複雑化による問題点

第一に、事業者及び納税者の事務負担の増大である。勤務先の給与担当者は多数の申告書を確認し、控除要件を判定する必要がある。従業員も自身や配偶者等の所得見込みなどを把握しなければならぬ。

VII おわりに

税制には「公平・中立・簡素」という三原則がある。しかし公平性を追求すると制度は複雑化し、簡素性は損なわれやすい。すなわち、公平と簡素は一定のトレードオフの関係にある。



本稿では、基礎控除、給与所得控除、その他所得控除及び年末調整提出書類の変遷を概観した上で、所得税計算、とりわけ年末調整制度の複雑化の要因とその問題点について考察する。

基礎控除は、すべての納税者に適用される所得控除であり、最低限の生活費に課税しないという考え方に基づく制度である。

2020年(令和2年)の税制改正により48万円へ引き上げられた。しかし同時に所得控除が導入され、高所得者については控除額が段階的に縮小される仕組みとなった。この改正により、年末調整では給与所得者が「基礎控除申告書」の提出が必要となり、従来よりも事務手続が複雑になった。

さらに2025年(令和7年)分の改正では、物価上昇に伴う税負担の増加を緩和し、低・中所得者の手取りを増やすことを目的として、基礎控除の最高額が大幅に引き上げられた。他方で、控除額を決定するための合計所得金額の区分が細分化され、その区分数が増加した。

基礎控除は本来、最も単純な控除制度であったが、所得制限の導入によって給与所得者自身が所得見込みを計算する必要が生じ、年末調整の事務負担を増加させる要因となっている。

給与所得控除は、給与所得者の必要経費を概算で認める制度であり、事業所得者との課税上のバランスを図る役割を持つ。

2020年(令和2年)分の税制改正では、働き方の多様化に対応させる観点から、基礎控除の引き上げと併せて給与所得控除額が一律10万円引き下げられた。また給与所得控除の上限額については、従来の20万円から19.5万円に引き下げられた。

2025年(令和7年)分の改正では、基礎控除の引き上げと併せて、給与所得控除の最低保証額が再び65万円に引き上げられた。

このように所得控除は公平性を高めるために細分化される一方で、制度全体の複雑化を招く要因となっている。

年末調整においては、従業員から各種申告書の提出を受ける必要がある。かつては主に「扶養控除等申告書」と「保険料控除申告書」のみであったが、近年は制度改正に伴い書類が増加している。

特に2020年(令和2年)分改正では、基礎控除申告書「配偶者控除等申告書」「所得金額調整控除申告書」が導入され、複数の申告書を組み合わせて提出する仕組みとなった。

さらに2025年(令和7年)分の改正では、「特定親族特別控除申告書」が新たに追加された。また2026年(令和8年)分の扶養控除等申告書からは、従来の「控除対象扶養親族」に代えて「源泉控除対象親族」を記載する方式に改められたが、これに含まれる「特定親族」は、令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の者に限られる。

このように、制度の過度な複雑化は、納税者の理解を困難にし、誤りや申告漏れを招くことで、適切な税収の確保を妨げるのみならず、税制の公平性を損なうおそれがある。

今後、年末調整手続の電子化の推進により一定の効率化は期待される。しかし、その一方で制度の複雑化による弊害が根本的に解消されることは考えにくい。

したがって、将来的には年末調整制度自体の見直しや廃止、さらには確定申告期限の延長など、納税手続全体を再設計する観点からの検討も求められるであろう。

今後の税制改正においては、公平性の確保とともに、納税実務の簡素性をどのように確保するかが重要な課題となる。

(政策副委員長 高橋直之 参考)

・国税庁「年末調整のしかた(平成30年分・令和2年分・令和7年分)」

・財務省「税制改正の大綱(平成29年度・平成30年度)」

・財務省「税制改正の解説(平成29年度・平成30年度)」

・内閣府「税制調査会(令和7年5月15日)資料(個人所得税について)」

「当面の問題」シリーズ 156

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

6品目以上導入 ▶ 6%OFF

8品目以上導入 ▶ 8%OFF

10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

令和8年度税制改正に関する

高セミナー！パネルディスカッション

「令和8年度 税制改正大綱を読む」

本パネルディスカッションは、急遽行われた衆議院議員総選挙との関係で、当初予定していた国会議員の出席が叶わず、パネリストを大幅に変更しての開催となった。開催日まで日数がない中で出席を快諾されたパネリストの方々に感謝申し上げる。この紙面では、パネリストの要旨を委員の皆さまにお届けする。

パネリスト

- 前参議院議員・公明党・芝支部 若松謙維氏
日本税務会計学会副会長・雪谷支部長 濱田桂氏
東京税理士会調査研究部長 大畑智宏氏
東京税理士政治連盟副会長 吉川裕一氏
日本税理士政治連盟副幹事長 湊昭子氏
東京税理士政治連盟政策委員長 湊昭子氏

令和8年度税制改正大綱に関する評価

湊 コーディネーター 小企業の負担軽減促進税制の拡充、消費税における食料品軽減税率の恒久的な引下げなど。

若松 議員生活の中で今だから話せるということがありますか。

若松 災害損失控除については長年取り組んでいて、参議院議員で戻ったときには東日本大震災の直後でして、東北税理士会の方々と何度も協議し、災害損失控除の延長に取組んで参りました。公明党では復興防災部長を通じて自民党に申し入れたのですが、どううしても受け入れてもらえなかった。それで諦めかけたが、最後に、公明党の西

田税調会長から3年から5年に延長になったよと言われたんです。やはりこういうことは時間も労力も要します。今後の税政連の活動の参考になればと思います。
吉川副会長 私は昨年12月の自民・維新の税制改正大綱を見て、ビックリしました。所得税の基礎控除について、非常に複雑になっています。こんなことができないなんて流石、財務省だと思いました。
先ほど若松議員の話があったように、例えば源泉所得税の納期の特例を1月20日にできたのも税政連が運動を始めてから20年くらいかかっているんです。そして災害損失控除の控除額を変更してほしいという要望は、所得税法の本法を改正する必要がありますので、自民税調の議員からも相当時間がかかるというのを言われた。やはり税制の改正には相当量の活動と長い時間を要するものだと改めて感じました。
湊 濱田副会長、いかがでしょうか。
濱田副会長 今回の大綱には細かいところで国民生活に影響がある改正が入っているのではないかと感じています。例えば、記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し、現行私たちが自信を持っている「複式簿記電子申告」が控除額65万円で据え置か

れている、控除額75万円の満額を得るためにはさらに訂正削除履歴を記録した「優良な電子帳簿」である必要がある。納税者に最先端の税制による申告を提供するためには、真剣に取り組まなければならぬと感じました。
湊 次に消費税のインボイス制度の改正について議論していきたくと思っています。大畑部長、いかがでしょうか。
大畑部長 インボイス制度が導入されると取引から排除されるのではないかと



パネルディスカッションの様子

なるといっています。このことはインボイス制度の歪みでも言うべき部分であり、取引相手の課税業者に負担を強いていると思います。これは、税理士がクライアントにきちんと伝えるべきではないかと強く感じています。
湊 控除割合が変更されていくにつれて、買い手側のコストが上昇していくという貴重な指摘でした。ここで少し目先を変えまして、インボイス制度の特例について、政治の面について吉川副会長にお願いたします。
吉川 実は正直に言って、その点では皆さまに謝罪するべきではないかと思っています。日税政では当初インボイスの特例、8割控除については、現行のまま延長されるのではないかと見ていました。ところが自民税調の審議において、財務省から経過措置を利用した租税回避スキームというような資料が提供され、一気に空気が変わってしまいました。日税政でもこれを受けて東税政の協力も得て、自民税調のインナーや幹事の議員に日税理・太田会長ともども集中的に説明に回りました。片山財務大臣には、就任したときに財務省から特例は廃止したいと説明があったのだけれど、税理士会・税理士政治連盟から陳情があったので何とか存続することにした旨説明がありました。この話を聞いて、税理士政治連盟は必要であると感じて感した次第です。

■食料品のゼロ税率
湊 次に、今般の衆議院総選挙において各党から消費税の食料品ゼロ税率という公約が掲げられており、政策面又は財政面から、若松議員はどのように受け止めておられますか。
若松 今回の総選挙ではほとんどの政党が食料品ゼロ税率を公約に掲げていますが、我が公明党では斎藤議員が代表に就任したときから、今は中道改革連合の共同代表ですが、一貫してこれを主張してきています。やはり物価上昇が激しく、家計が圧迫されているという状況では、これは進めるべきであるかと思えます。財源については我々も与党の一員でしたから、強く意識しておりました。ゴールドマン・サックス証券出身の岡本政調会長の提案で、年金積立金の運用で大きな成果を上げているGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)のノウハウを活かして、総額650兆円を超える公的部門の資産を一元管理する「ジャパン・ファンド」(政府系ファンド)の創設を提唱しています。これは、政治的な起爆剤になると私自身は見えております。

湊 では、食料品ゼロ税率と聞いて飛んだら、濱田副会長はどうですか。
濱田 税率のことから触れませんが、現在の外食10%、食料品8%の差が2%の差で外食産業は持ちこたえています。これが10%の差になったときにどうなるのか。外食もゼロ税率にして欲しいという要望がでるのではないかと、さらに非課税となっている医療・介護・保育などの分野が非常に苦弊しているところ、我が国には現在ゼロ税率が存在しないことからギリギリのところ均衡が保たれていないのが大きいです。これらの分野から何故ゼロ税率にしていくのかという声が上がっているのではないかと危惧しています。言わば歴史的にトラックバスを放流するような、異なる生態系の生き物がそれまでの生態系を破壊するようになるのではないかと危惧しています。
湊 やは、税の仕組みが政局に左右されるような状況に違和感を覚える議員が多いのではないのでしょうか。
吉川 自民党の政策パンフレットでは飲食料品は、2年間に限り消費税の対象とならないと書かれていなくて、ゼロ税率とも何とも書かれていない。これは正直、政争の具になっているのではないかと思えます。仮受消費税の額から仮払消費税の額を引いた差額を納めるようなシンプルな税制が良いのではないかと思っています。
大畑 国民の最低生活費の観点からゼロ税率ということになってくるのだと思いますが、ゼロ税率にしたからといって国民の負担は減るのかというところは法律

ではなくて市場価格によるものだと思います。例えば、スーパーでは人件費も物流コストも上昇している中で食料品がゼロ税率になったからといって、本当に食料品の値段が下がるのか。そういうところをよく考えないといけないと思います。
湊 そうですね。本体価格自体も上がっている中で、ゼロ税率にすれば本当に食料品の価格に反映されるのかは疑問が残ります。では、同じく話題になっている給付付き税額控除についての議論に移りたいと思います。最初に大畑部長は給付付き税額控除について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。
大畑 給付付き税額控除が実現するのであれば、例えば年末調整で行う方法などもあり得るのではないかと考えています。
湊 この給付付き税額控除は、消費税の逆進性対策なのか、社会保障政策なのか、様々な考え方があろうと思いますが、濱田副会長はいかがですか。
濱田 まず申し上げたいことは、現在の我が国の消費税は、消費課税という観点からは個人の消費額を把握できていないという点で非常に悪い点があると思っています。1970年に年間たけいんど導入された間接税は、個人別の消費額を把握して累進課税としたことで、消費に対する個人の課税を公平にできるという点で優れていると思います。

本連盟の推薦国会議員等が今年度も東京税理士会が実施している税務支援会場を視察した(8名、延べ9会場)。【写真は日付順】

税理士の役割をPR

国会議員等が税務支援を視察



2月5日 高木啓議員(右2人目)



1月20日 安藤たかお議員(左2人目)



2月10日 伊藤達也議員(中央)



2月9日 門寛子議員(中央)



2月13日 竹谷とし子議員(左2人目)



2月13日 大西洋平議員(左2人目)



2月17日 樋口高顕千代田区長(前列中央)



2月17日 山田美樹議員(中央)

令和7年度税務支援視察の実施一覧(実施日順) (敬称略)

日付	視察者	党派	選挙区	会場
1月20日	安藤たかお	自民	衆・東京28区	光が丘区民センター
2月5日	高木 啓	自民	衆・東京12区	北とびあ7階第1研修室
2月9日	門 寛子	自民	衆・東京8区	八成区民集会所
2月10日	伊藤達也	自民	衆・東京22区	調布市文化会館たづくり
2月13日	大西洋平	自民	衆・東京16区	清新町コミュニティ会館
	竹谷とし子	公明	参・東京選挙区	戸塚地域センター
2月17日	山田美樹	自民	衆・東京1区	千代田区神田公園区民館
	樋口高顕	都フア	千代田区長	千代田区神田公園区民館



片山財務大臣を表敬訪問
昨年12月下旬、東税政からお誘いがあり、片山財務大臣の執務室を表敬訪問致しました。片山大臣におかれましては、ご多忙にもかかわらず15分ほどのお時間をいただき、高市内閣発足以後の興味深いお話しを直接伺いできたことは、大変貴重な経験でありました。会員各位もご承知のとおり、財務大臣は税制を主管

片山財務大臣を表敬訪問
し税理士制度を所管する後職であり、片山大臣にはこれまで税制改正や税理士法改正に当たり、大変ご尽力を頂いて参りました。今後も毎年の税制改正はもとより現在日税連で検討中である次期税理士法改正について、最もご理解をいただかなければならない方であります。財務大臣と直にお目にかかることは大変ありがたいことであり、このような機会を設けてくれた東税政に感謝するとともに、税理士会・税政連の連携の大切さを再認識したところであります。会員各位におかれましては、今後とも税政連活動にご理解とご協力を賜るよう、改めてお願い申し上げます。(東京税理士会会長 加藤真司)

第51回衆議院議員総選挙

本連盟推薦当選者

第51回衆議院議員総選挙における本連盟推薦当選者は次のとおり。【掲載は選挙区順】

(東京5区) 若宮健嗣議員(自民)
(東京4区) 平 将明議員(自民)
(東京3区) 石原宏高議員(自民)
(東京2区) 辻 清人議員(自民)
(東京1区) 山田美樹議員(自民)
(東京11区) 下村博文議員(自民)
(東京10区) 鈴木隼人議員(自民)
(東京9区) 菅原一秀議員(自民)
(東京8区) 門 寛子議員(自民)
(東京7区) 丸川珠代議員(自民)
(東京6区比) 落合貴之議員(中道)
(東京18区) 福田かおる議員(自民)
(東京17区) 平沢勝栄議員(自民)
(東京16区) 大西洋平議員(自民)
(東京14区) 松島みどり議員(自民)
(東京13区) 土田 慎議員(自民)
(東京12区) 高木 啓議員(自民)
(東京24区) 秋生田光一議員(自民)
(東京23区) 川松真一朗議員(自民)
(東京22区) 伊藤達也議員(自民)
(東京21区) 小田原深議員(自民)
(東京20区) 木原誠二議員(自民)
(東京19区) 松本洋平議員(自民)
(比例東京) 大森江里子議員(中道)
(比例東京) 岡本三成議員(中道)
(東京30区) 長島昭久議員(自民)
(東京28区) 安藤たかお議員(自民)
(東京27区) 黒崎祐一議員(自民)
(東京26区) 今岡 植議員(自民)
(東京25区) 井上信治議員(自民)

写真は各党HPより

「あすの税政連」を支援する「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

1口 5,000円

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の規定により、個人の方を対象としております。法人にお勤めの方も、個人名をご記入ください。また、日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。振込手数料はかかりません。

日税グループ

株式会社 日税ホールディングス

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 Doitプランニング

株式会社 日税信託

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



ホームページはこちら

私のスナック

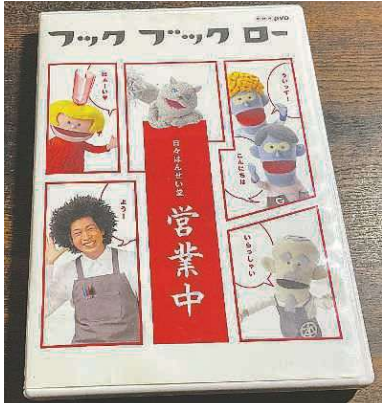
横山 栄久

(豊島)

フックブックロー

いからみんなでお花見に... NHK Eテレで2011年3月にはじまり2018年3月に終了した...

「今日もいい感じだ...」と、猫にお店番を任せて出かけてしまふ。...



フックブックローのDVD

ほのぼの喫茶室 [連休は燃費に注意!]



税理士後援会の活動



掲載は開催日順

年初から日経平均は、まるで正月の福袋のように期待をき...



(E・K)

まさしく春爛漫を感じる今日この頃だが、確定申告期真っただ中に開...

編集点描

(秋津・稲村)

Advertisement for ICS Digital Post, highlighting cloud storage and document management features.

税理士業務に関する専門書店 **東税協の直営売店**

一部の商品を除き
定価の**10%割引**



組合員・準会員
の皆さま

直営売店をお得にご利用ください

優待券を使ってお得!

優待券は、直営売店のほか、会則3時間組合員等研修会の会場受講、会員研修会での出張販売にご利用できます。

優待券が使える
研修会の詳細はこちら



優待券の有効期限切れにご注意ください!

2025年度優待券の有効期限は**2026年6月30日(火)**です

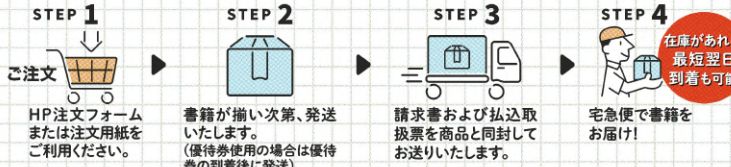
有効期限直前は大変混み合いますので、お早目のご利用をお勧めいたします。

ホームページ/FAX注文による書籍購入で優待券をご使用の際は、優待券の有効期限内に必着及び発送可能な商品に限らせていただきます。なお直営売店に在庫が無い一般書籍のご注文につきましては受付を5月29日(金)締切とさせていただきます。



代金後払いを活用してお得!

HP注文フォーム、
注文用紙はこちら



優待券を郵送でご利用いただけます(有効期限内に必着及び発送可能な商品に限ります)。
ホームページ注文フォームの場合 ➡ 「優待券の利用」欄で「あり」を選択の上ご注文いただき、別途郵送ください。
注文用紙の場合 ➡ 注文用紙と同封してご郵送ください。

さらに!

1回のお買上げ金額10%割引後

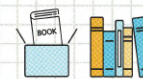


税込5,000円以上のご購入で送料無料

優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

STEP 5

同封の払込用紙で支払いをして完了!



東京税理士会館、東京税理士協同組合会館にお越しの際は
お気軽にお立ち寄りください

店舗には最新の税務関係専門書籍を多数取り揃えております。
取扱商品は、一部を除き定価の10%割引で購入できます。
なお店舗でのお会計は現金のほか、クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済(PayPay、d払い、au PAY、R Pay)に対応しており、全ての決済手段で10%割引が適用されます。



組合員・準会員に加え、関与先様等にもご利用いただける東税協共栄会の事業 **「産業廃棄物処理の斡旋」**

廃棄物の処理でお困りの関与先企業様をご紹介ください!

不要物の処理のことなら**「リサイクル・ネットワーク」**へ

**特別価格で
ご提供!**

提携特典

こんなお困りことはありませんか? **無料見積もりをご依頼ください!**

- ・年末の大掃除や期末の整理で、粗大ごみ大量に出ってしまった!
- ・事務所を移転することになり、古い机やロッカー、機密書類を処分したい!
- ・会社を閉鎖することになり、全ての残置物を一括で請負ってくれる業者を紹介してほしい!
- ・倉庫に保管している古くなった商品を、外部に流通することなく、安全に処理したい!
- ・工場にあるマシン類やお店で使用していた厨房施設を買取ってほしい!

対応エリア

産業廃棄物
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県

一般廃棄物
千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区

紹介手数料をお支払い

ご紹介いただいた関与先がご契約された際には規定の紹介手数料をお支払いします

「紹介カード」をダウンロードしてご利用ください。



無料見積り・ご相談

株式会社リサイクル・ネットワーク Tel.03-6404-3196

HPからも見積もりご相談できます
<https://www.r-nw.com/>

東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00~PM5:00 月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)
<https://www.tozeikyo.or.jp>



組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

